

# 文教厚生委員会

令和8年1月26日(月)  
10時00分～ 時 分  
全員協議会室

【委員】足立委員長、遠藤副委員長、  
岡山委員、花田委員、森谷委員、串崎委員、芦谷委員

## 【執行部】

[健康福祉部] 久保健健康福祉部長、中谷地域福祉課長、  
小林子ども・子育て支援課子育て世代包括支援担当課長、  
小林保険年金課長  
[市民生活部] 井上市民生活部長、小松環境課長  
[教育部] 岡田教育長、草刈教育部長、山本文化振興課神楽文化伝承室長

【事務局】久保田書記

---

## 議題

### 1 執行部報告事項

- (1) 浜田市総合福祉センター2階浴場の状況について 【地域福祉課】
- (2) 5歳児健康診査の実施について 【子ども・子育て支援課】
- (3) 令和8年度国民健康保険事業費納付金（本算定）について 【保険年金課】
- (4) （仮称）浜田リンクス太陽光発電所に係る環境影響評価方法書の縦覧について 【環境課】
- (5) 石見神楽保存・伝承拠点基本構想（案）の検討状況について 【文化振興課神楽文化伝承室】
- (6) その他  
(配布物)
  - ・令和7年度卒業（園）式及び令和8年度入学（園）式日程について 【学校教育課】

### 2 その他

- ・【要望書】中国地区都市教育長会定期総会における「宣言」「決議」（委員会に配付）

### 3 取組課題について（委員間で協議）

## 浜田市総合福祉センター2階浴場の運営について

浜田市総合福祉センターは、2階に浴場設備を備えており、市内に居住する概ね60歳以上の方や、身体障がい者等の方が利用することができます。

また、旧浜田市内の銭湯が廃業されたため、平成18年度以降は、居宅に入浴設備のない方に対しても浴場を開放しています。

現在、2階浴場については、設備の老朽化による故障のため、令和7年6月9日（月）から運営を休止しており、現状と今後の運営の方向性について報告します。

### 1 2階浴場の概要について

(1) 利用日 毎週月曜日・水曜日・金曜日

(2) 利用対象者

利用要件	利用可能時間
①浜田市に居住する概ね60歳以上の人、 身体障がい者等（一般利用）	14時～16時
②居宅に入浴設備のない人（浴場開放）	16時～18時

(3) 利用料金 無料

(4) 利用者数の推移（令和2年度～令和6年度）（単位：人）

	R2	R3	R4	R5	R6	年平均
①一般利用	2,040	1,510	1,263	1,827	1,945	1,717
②浴場開放	1,219	660	573	666	790	782
合計	3,259	2,170	1,836	2,493	2,735	2,499

### 2 2階浴場休止期間の対応について

利用対象者のうち、居宅に入浴設備のない人に対し、休止期間の利用回数分の入浴券を交付。（利用対象者：8名）

### 3 2階浴場の運営経費について

#### (1) ランニングコスト（令和2年度～令和6年度）

(単位：円)

	R2	R3	R4	R5	R6	年平均
清掃委託料	962,104	679,111	291,398	423,464	512,483	573,712
光熱水費	620,199	397,385	502,001	497,820	558,709	515,223
合計	1,582,303	1,076,496	793,399	921,284	1,071,192	1,088,935

#### (2) 修繕コスト（令和2年度～令和6年度）

(単位：円)

	R2	R3	R4	R5	R6	年平均
修繕料	753,500	2,596,000	825,000	195,800	0	874,060
修繕内容	受水槽水弁 取替工事	エコキュート 修繕工事	エコキュート 修繕工事	給水ポンプ 取替工事	修繕なし	

#### (3) 利用者1人あたりの運営コスト（5か年平均）

①ランニングコスト（年平均ランニングコスト÷年平均利用人数）

$$1,088,935 \text{ 円} \div 2,499 \text{ 人} = \text{約} 430 \text{ 円/人}$$

②修繕コスト（年平均修繕コスト÷年平均利用人数）

$$874,060 \text{ 円} \div 2,499 \text{ 人} = \text{約} 350 \text{ 円/人}$$

利用者1人あたりの運営コスト：① + ② = 780円/人

### 4 2階浴場運営の今後の方向性について

施設の老朽化により、今後、浴場の維持にかかる費用の増加が見込まれることから、当面の間運営を休止し、施設の維持及び大規模改修にかかるコストの算定と、他の用途利用を含めた施設のあり方を検討。

また、浴場開放事業利用対象者については入浴券を交付し、市内の入浴施設を利用してもらうことを検討。

## 5歳児健康診査の実施について

### 1 目的

5歳児（年中児）は言語の理解能力や社会性が高まり、発達障がいが認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長・発達に影響を及ぼす時期である5歳児に対して健康診査を行い、子どもの発達障がい特性や心理的特性を早期に発見し、それに合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図る。

### 2 開始時期 令和8年6月開始

### 3 対象者 健診月に4歳11か月となる児 ※令和8年度対象者 280人

(参考) 令和9年度 283人、令和10年度 243人、令和11年度 241人

※健診開始前（令和8年4月～5月）の対象者については、令和8年6月以降での受診とする

### 4 実施時期 毎月1回開催（午前・午後に分けて実施）

※初年度は6月開始のため年10回。翌年度以降は年12回

### 5 健診内容（集団健診方式）

- (1) 問診（発達に関する設問、情緒・行動に関する設問など）
- (2) 計測（身長、体重）
- (3) 診察（身体的発育、運動機能異常、理解などを評価・判定）
- (4) 保健指導及び専門相談（子育て・栄養・療育・心理発達・教育等）
- (5) 健診スタッフ：小児科医、保健師、栄養士、教育委員会指導主事等

### 6 効果

就学までの切れ目のない発達支援体制として、現在当市では、乳幼児健診、すこやか健診や保育所・幼稚園等巡回訪問、年中児アンケート、就学相談会等を保健・医療・福祉・教育機関が連携し実施している。

新たに5歳児健診を実施することで、発達に課題のある子どもへの気づきをより深める機会が増え、必要な支援へつなぎ、就学に向けて子どもとその家族を支える体制がより強化されると考える。

## 令和8年度国民健康保険事業費納付金（本算定）について

令和8年度事業費納付金及び標準保険料率の本算定結果が県から通知されました。

### （1）事業費納付金の状況

1人当たりの事業費納付金は、令和7年度と比較して増額となると見込まれます。  
また、新たに子ども・子育て支援納付金分が納付対象となります。

区分	令和8年度	令和7年度	対前年度差	対前年度比
事業費納付金	医療分	839,920,941円	869,951,532円	▲30,030,591円 ▲3.45%
	後期分	247,011,213円	249,433,639円	▲2,422,426円 ▲0.97%
	小計	1,086,932,154円	1,119,385,171円	▲32,453,017円 ▲2.90%
	介護分	75,454,448円	70,410,559円	5,043,889円 7.16%
	子ども分	24,235,607円	-	24,235,607円 -
	合計	1,186,622,209円	1,189,795,730円	▲3,173,521円 ▲0.27%
1人当たりの 事業費納付金 (見込み)	医+後	144,808円	144,605円	203円 0.14%
	介護分	34,852円	32,780円	2,072円 6.32%
	子ども分	3,400円	-	3,400円 -
	合計	183,060円	177,385円	5,675円 3.20%

### ○事業費納付金について

事業費納付金とは、県全体の保険給付費等を貯うために必要な額について、各市町村の被保険者数や所得水準、医療費水準（医療分のみ）に応じて配分された額を市町村が県に納付するものです。

各市町村では、事業費納付金を納付するために保険料率を設定し、保険料を賦課・徴収します。

#### ① 医療分（医療給付費分）

医療費（保険給付費）に充てられます。

すべての被保険者が賦課対象となります。

#### ② 後期分（後期高齢者支援金分）

後期高齢者医療制度の支援に充てられます。

すべての被保険者が賦課対象となります。

#### ③ 介護分（介護納付金分）

介護保険の費用に充てられます。

40歳～64歳の被保険者が賦課対象となります。

#### ④ 子ども分（子ども・子育て支援納付金分）

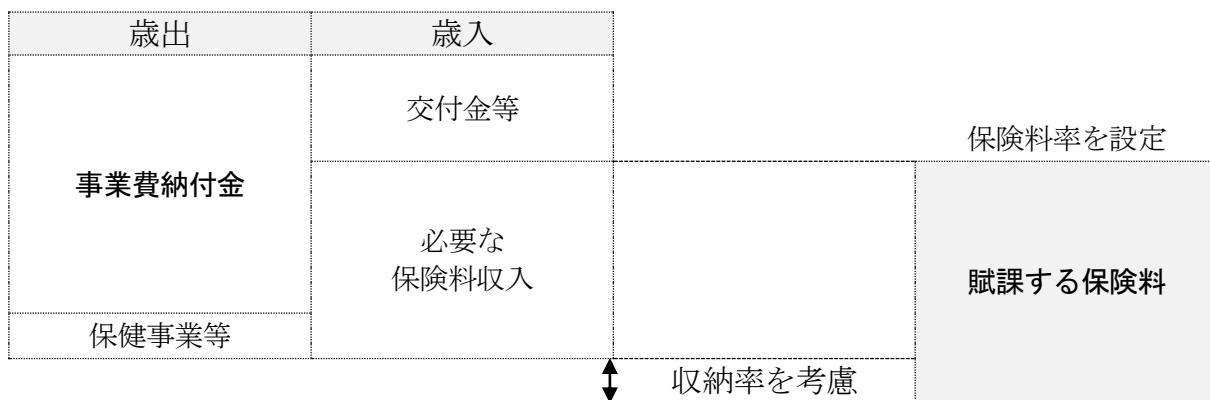
令和8年度創設

少子化対策のための財源となります。

高校生年代までの子どもについては、均等割額は10割軽減となります。

#### ○事業費納付金と保険料の関係

事業費納付金や保健事業等の実施に必要な費用について、交付金等の収入では不足する額を保険料として徴収します。必要な保険料収入を確保するため、収納率を考慮した上で保険料率を設定し、保険料を賦課します。



## (2) 標準保険料率の状況

標準保険料率については、応能割が引下げ、応益割が引上げとなっています。

区分		標準保険料率				実際の保険料率
		令和8年度	令和7年度	対前年度差	対前年度比	令和7年度
医療分	応能割	所得割 8.28%	8.71%	▲0.43pt	▲4.94%	7.58%
	応益割	均等割 30,552円	30,476円	76円	0.25%	21,800円
	平等割	18,671円	18,447円	224円	1.21%	14,600円
後期分	応能割	所得割 2.90%	2.98%	▲0.08pt	▲2.68%	3.04%
	応益割	均等割 10,678円	10,287円	391円	3.80%	10,800円
	平等割	6,525円	6,227円	298円	4.79%	6,200円
小計	応能割	所得割 11.18%	11.69%	▲0.51pt	▲4.36%	10.62%
	応益割	均等割 41,230円	40,763円	467円	1.15%	32,600円
	平等割	25,196円	24,674円	522円	2.12%	20,800円
介護分	応能割	所得割 2.68%	2.59%	0.09pt	3.47%	2.58%
	応益割	均等割 11,437円	10,585円	852円	8.05%	10,200円
	平等割	5,606円	5,153円	453円	8.79%	5,400円
子ども分	応能割	所得割 0.29%	-	0.29pt	-	-
	応益割	均等割 1,103円	-	1,103円	-	-
	平等割	652円	-	652円	-	-
合計	応能割	所得割 14.15%	14.28%	▲0.13pt	▲0.91%	13.20%
	応益割	均等割 53,770円	51,348円	2,422円	4.72%	42,800円
	平等割	31,454円	29,827円	1,627円	5.45%	26,200円

所得割：基準総所得金額（前年の所得から基礎控除43万円を控除した額）に乘じる率

### 均等割：被保険者1人当たりの金額

平等割：1世帯当たりの金額

## (仮称)浜田リンクス太陽光発電所に係る環境影響評価方法書の縦覧について

PAG Renewables 合同会社が事業主体として事業計画のある「(仮称)浜田リンクス太陽光発電所」(※計画段階環境配慮書での名称は、「(仮称)浜田太陽光発電所」)について、島根県環境影響評価条例に基づく環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を縦覧に供するので報告します。事業計画の概要、発電設備の概要、方法書の縦覧期間等については、下記のとおりです。

### 記

#### 1 事業計画の概要

(1) 事業主体	PAG Renewables 合同会社 (東京都港区虎ノ門2丁目6番1号)	
(2) 事業名称	(仮称)浜田リンクス太陽光発電所	
(3) 事業規模	発電所出力 29,900kW (交流)	
(4) 事業実施区域	位置：浜田市上府町イ1188番地 外 749筆 (予定)	※裏面参照
	面積：事業用地面積 約155ha (太陽光パネル設置面積 約40ha)	

#### 2 発電設備の概要

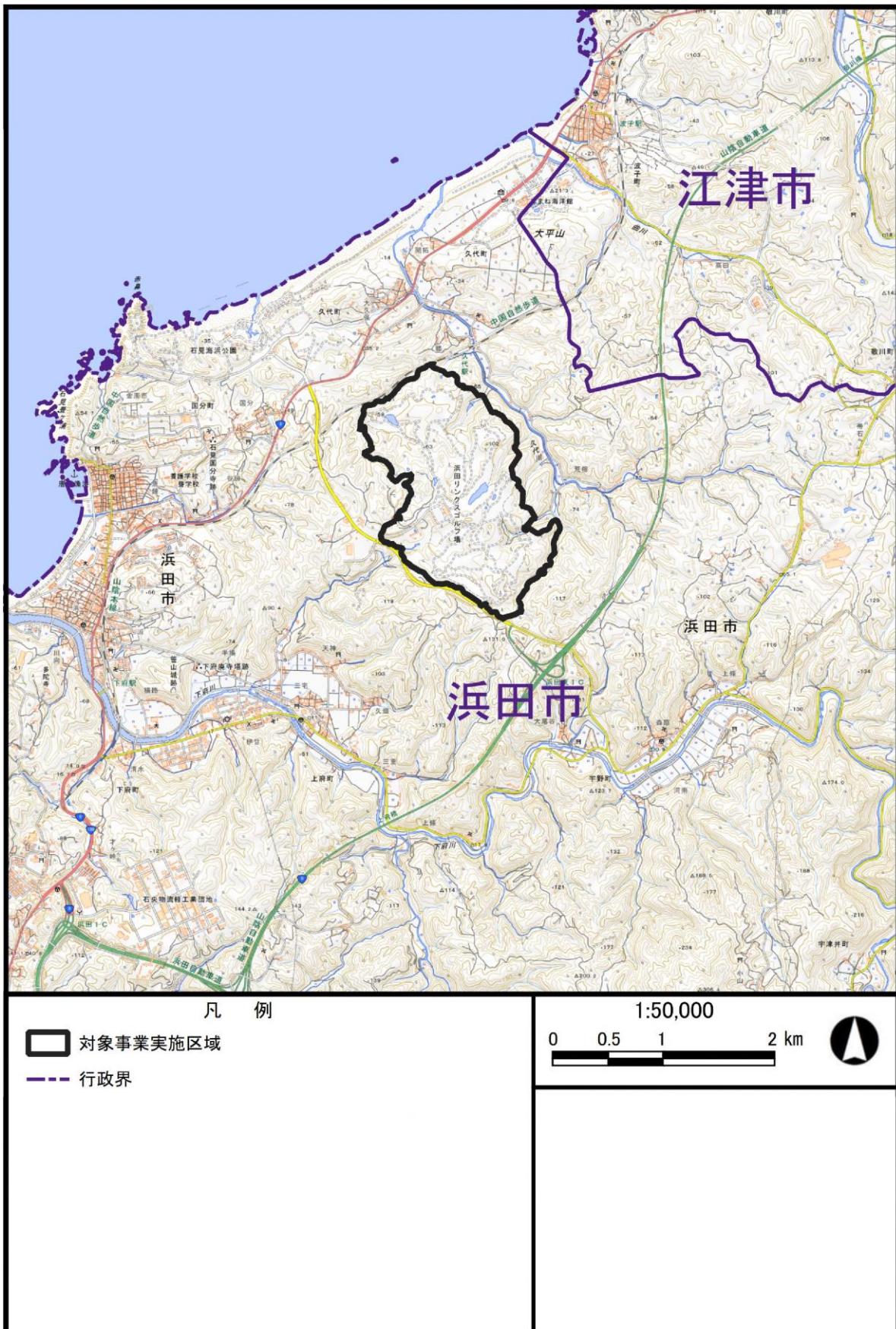
項目	諸元
太陽電池	種類：結晶シリコン系太陽電池
	枚数：66,720枚 (1枚当たり、660W) (暫定)
	総発電出力：最大29,900kW(交流) 44,035kW(直流) (暫定)

#### 3 方法書の縦覧期間及び場所

(1) 縦覧期間	令和8年2月17日(火)～令和8年3月19日(木) ※うち、平日開庁日(8:30～17:15)
(2) 縦覧場所	浜田市役所環境課(東分庁舎2階)及び各支所市民福祉課
(3) 周知方法	広報はまだ(2月号)及び浜田市ホームページへ掲載

#### 4 事業者による住民説明会

対象地区	日 時	会 場
上府町	2月20日(金)19時00分～	上府自治公民館
久代町	2月21日(土)19時00分～	久代公民館
国府地区全域	2月28日(土)18時00分～	国府まちづくりセンター



## 石見神楽保存・伝承拠点基本構想（案）の検討状況について

令和 6 年 11 月に、石見神楽伝承内容検討専門委員会から提出された「石見神楽の保存・伝承に関する提言書」に基づき、今年度、石見神楽保存・伝承拠点基本構想検討委員会を設置し、現在、石見神楽の保存・伝承拠点の基本構想を検討しているところです。

この度、基本構想検討委員会における議論が延長されたため、以下のとおり業務委託期間を延長しましたので報告します。

また、石見神楽保存・伝承拠点基本構想検討委員会における検討経過を報告します。

### 1 石見神楽保存・伝承拠点基本構想策定支援業務 委託期間の延長について

- (1) 契約相手 株式会社エブリプラン 代表取締役 勝部祐治
- (2) 契約期間 変更前 令和 7 年 6 月 13 日から令和 8 年 1 月 30 日まで  
変更後 令和 7 年 6 月 13 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (3) 変更理由 基本構想検討委員会における議論が延長されたため
- (4) 契約金額 変更なし

### 2 石見神楽保存・伝承拠点基本構想検討委員会における検討経過について

- (1) 石見神楽保存・伝承拠点基本構想検討委員会（委員 14 名）
  - 会長 豊田 知世 氏（公立大学法人島根県立大学 教授）
  - 副会長 福浜 秀利 氏（石見ケーブルビジョン株式会社 代表取締役社長）
- (2) 検討経過

第 7 回検討委員会（令和 7 年 12 月 9 日開催）において、基本構想（案）について様々な修正意見が出され、取りまとめの期間を要することから、第 8 回検討委員会を令和 8 年 2 月に開催することとなりました。

会議の開催状況及び概要は、次ページのとおりです。

石見神楽保存・伝承拠点基本構想検討委員会 開催状況及び概要

回	開催日・場所	内 容
第1回	令和7年 5月29日(木) 総合福祉センター	1 委員会の設置 2 会長・副会長の選任 3 報告事項 ・基本構想検討委員会の検討事項 4 意見交換 ・保存・伝承拠点に必要と考える機能や展示・活用方法等
第2回	7月11日(金) 中央図書館	1 報告事項 (1) 基本構想策定支援業務委託 (2) 第1回検討委員会における主な意見 (3) 浜田市議会石見神楽振興議員連盟からの主な意見 (4) その他 ①大阪・関西万博での石見神楽公演 ②「石見神楽を創り出したまち浜田」の考察 2 協議事項（グループワーク） ステップ①「拠点を通して何を目指すのか（目的）」 ステップ②「目的達成に向けて、どんな機能が必要かを考えて提案する」
第3回	8月8日(金) 中央図書館	1 協議事項 (1) 保存・伝承拠点のあり方と必要な機能の整理 (2) 具体的な取組方針や実現手法などに関する意見交換 (グループワーク)
第4回	9月19日(金) 中央図書館	1 協議事項 (1) 保存・伝承拠点のあり方の整理 (2) 保存・伝承拠点の機能ごとの具現化の方向性
第5回	10月16日(木) 中央図書館	1 協議事項 (1) 第4回検討委員会の意見を踏まえた修正案 (2) 保存・伝承拠点の運営方式・運営体制の方向性
第6回	11月18日(火) 中央図書館	1 協議事項 「石見神楽保存・伝承拠点基本構想（案）」
第7回	12月9日(火) 中央図書館	1 協議事項 「石見神楽保存・伝承拠点基本構想（案）」
第8回	令和8年 2月6日(金) 中央図書館	1 協議事項 「石見神楽保存・伝承拠点基本構想（案）」

令和7年度卒業（園）式及び令和8年度入学（園）式日程

学校名	卒業式		入学式	
	期日	開始時刻	期日	開始時刻
小学校	原井小学校	令和8年3月17日 (火)	9時20分	令和8年4月9日 (木) 10時00分
	松原小学校	令和8年3月18日 (水)	9時30分	令和8年4月9日 (木) 9時30分
	石見小学校	令和8年3月18日 (水)	9時00分	令和8年4月9日 (木) 9時30分
	美川小学校	令和8年3月18日 (水)	9時30分	令和8年4月9日 (木) 9時30分
	周布小学校	令和8年3月17日 (火)	9時30分	令和8年4月9日 (木) 10時00分
	長浜小学校	令和8年3月18日 (水)	9時30分	令和8年4月9日 (木) 10時00分
	国府小学校	令和8年3月19日 (木)	9時30分	令和8年4月9日 (木) 9時30分
	三階小学校	令和8年3月19日 (木)	9時30分	令和8年4月9日 (木) 9時30分
	雲城小学校	令和8年3月18日 (水)	9時30分	令和8年4月9日 (木) 9時30分
	今福小学校	令和8年3月18日 (水)	9時30分	令和8年4月9日 (木) 9時30分
	波佐小学校	令和8年3月18日 (水)	9時30分	
	旭小学校	令和8年3月19日 (木)	9時30分	令和8年4月9日 (木) 9時30分
	弥栄小学校	令和8年3月18日 (水)	9時30分	令和8年4月9日 (木) 9時30分
	三隅小学校	令和8年3月19日 (木)	9時15分	令和8年4月9日 (木) 9時30分
	岡見小学校	令和8年3月19日 (木)	9時30分	令和8年4月9日 (木) 9時30分
中学校	第一中学校	令和8年3月7日 (土)	9時30分	令和8年4月9日 (木) 13時30分
	第二中学校	令和8年3月7日 (土)	9時30分	令和8年4月9日 (木) 14時00分
	第三中学校	令和8年3月7日 (土)	9時30分	令和8年4月9日 (木) 13時30分
	浜田東中学校	令和8年3月7日 (土)	9時30分	令和8年4月9日 (木) 14時00分
	金城中学校	令和8年3月7日 (土)	9時00分	令和8年4月9日 (木) 14時00分
	旭中学校	令和8年3月7日 (土)	9時30分	令和8年4月9日 (木) 14時00分
	弥栄中学校	令和8年3月7日 (土)	9時30分	令和8年4月8日 (水) 14時00分
	三隅中学校	令和8年3月7日 (土)	9時30分	令和8年4月9日 (木) 14時00分
浜田幼稚園		令和8年3月17日 (火)	9時30分	令和8年4月10日 (金) 10時00分